

堅下地域の魅力UP・町内の安全を目的と致しまして！



# 空き家

弊社が管理致します。

お住まいされなくなつたお家はございませんか？

倒壊危険家屋等の特定空家に指定される前に、空き家の問題を地域で解決しなければならない時代となりました。

弊社にも地域貢献事業としてお役に立てますよう、空家管理のお手伝いをさせていただきます。

空き家は適正な管理が必要です。大切な不動産が『負』動産となる前に弊社が管理致します。

管理業務について詳細（管理区分・費用等）をお知りになりたい方は、弊社までご来店下さい。



SEISHIN

正伸住研

セイシン  
ジュウケン

TEL072(971)8841

〒582-0018 大阪府柏原市大塚1-10-23 定休日：第2火曜日と毎週水曜日 <http://seishin-j.co.jp/>

# ☆空き家の管理不足による「負」動産化を防ぎましょう！

- ①**工作物責任**…建物等の工作物が原因とする事故が発生すれば、所有者は無過失責任を負う。
- ②**建物価値の低下**…建物の傷みが早い等、財産的評価の減を招く恐れがあります。
- ③**第三者の占有、器物損壊、盗難、不法占有(占拠)**
- ④**災害リスク**…建物火災、風水害・地震等の被害の恐れ、所有者は火災(一般物件)保険の加入等。
- ⑤**その他**…近隣からの苦情、雑草や植木の繁茂、害虫や害獣の繁殖など。



結果として、これらを原因とする**周辺地価・資産価値の下落**を招く恐れがあります。

## 空き家所有のリスク

### ■資産価値の低下

### ■倒壊

### ■景観の悪化

### ■治安の悪化

### ■放火

### ■工作物責任

### ■損害賠償

### ■固定資産税アップ

☆空き家の維持管理については、当店におまかせ下さい。

◎管理業務委託費として**月額:5,500円**から承ります。

「適切な管理」が必要！

\*外部管理・内部管理、修繕等必要なメンテナンスは所有者様のご負担となります。状況により、実費ご請求申し上げます。

(弊社は地域貢献事業の一環として行っております。従って、管理エリアを以下の地域に限定させていただいております。また、条件により管理委託をお受けできない物件もございます。予めご承知おきください。)

管理エリア…大阪府柏原市法善寺1丁目～4丁目、平野1丁目～2丁目、大県1丁目～4丁目、太平寺1丁目～2丁目、安堂町、高井田、上市1丁目～4丁目、清州1丁目～2丁目、河原町の市街化区域に限る。

詳細については、管理業務担当者までお問い合わせください。